

各施設の分担額は、次の表に掲げているとおり、専用部分の経費(「専用」欄に○の記載がある場合のみ)と共用部分の経費(共用部分の全体経費に「共用」欄に掲げている按分比率を乗じた額)を加えた額とする。

契約担当者は受託業者にそれぞれの分担した業務の全体経費を支払い、契約依頼者は上記で求めた分担額を契約担当者の請求に基づき期日までに支払うものとする。

事項	按分比率								分担	
	芸術創造館		旭区民センター		旭図書館		旭備蓄倉庫		契約担当者	備考
	専用	共用	専用	共用	専用	共用	専用	共用		
空調施設保守点検	○	30%	○	55%	○	15%	○		芸術創造館	
中央監視装置保守点検		30%		55%		15%			芸術創造館	
エレベータ保守点検	○	30%	○	55%		15%			芸術創造館	
自動扉保守点検 (出入口および多目的トイレ)	○	30%	○	55%	○	15%			芸術創造館	共用部分とは出入口扉2台分および1F多目的トイレ扉1台分とし、それ以外は各施設専用部分とする。なお、旭図書館の多目的トイレ扉は別途契約する。
警備業務	常駐	33.2%		46.8%		20%			芸術創造館	
清掃業務		30%	○	55%		15%			旭区民センター	芸術創造館・旭図書館の専用部分は別途各施設ごとに契約する
塵芥搬出		1/3		1/3		1/3			旭区民センター	
貯水槽清掃・水質検査		30%		55%		15%			旭区民センター	
噴水施設保守点検		30%		55%		15%			旭区民センター	
シャッター保守点検		2/14		6/14		1/14		5/14	旭備蓄倉庫	
電気設備保守点検	都市整備局の指示に従う								各施設管理担当	
消防設備保守点検	旭区民センターから別途各施設管理者に連絡								旭区民センター	
建築物環境衛生管理業務	旭区民センターから別途各施設管理者に連絡								旭区民センター	
光熱水費	下記のとおり								旭区民センター	
									使用した翌月の請求とする	

【電気】

- 芸術創造館 $\text{全体電気使用料金} \times ((\text{専用部分の電気使用量} + \text{共用部分の電気使用量} \times \text{専用面積按分率} 30\%) \div \text{全体電気使用量}) + \text{全体電気使用料金} \times \text{駐車場電気使用量} \div \text{全体電気使用量}$
- 旭区民センター $\text{全体電気使用料金} \times ((\text{専用部分の電気使用量} + \text{共用部分の電気使用量} \times \text{専用面積按分率} 55\%) \div \text{全体電気使用量})$
- 旭図書館 $\text{全体電気使用料金} \times ((\text{専用部分の電気使用量} + \text{共用部分の電気使用量} \times \text{専用面積按分率} 15\%) \div \text{全体電気使用量})$
- 旭備蓄倉庫 $\text{全体電気使用料金} \times \text{専用部分の電気使用量} \div \text{全体電気使用量}$

【水道】

- 芸術創造館 $\text{全体水道使用料金} \times ((\text{専用部分の水道使用量} + \text{共用部分の水道使用量} \times \text{専用面積按分率} 30\%) \div \text{全体水道使用量})$
- 旭区民センター $\text{全体水道使用料金} \times ((\text{専用部分の水道使用量} + \text{共用部分の水道使用量} \times \text{専用面積按分率} 55\%) \div \text{全体水道使用量})$
- 旭図書館 $\text{全体水道使用料金} \times ((\text{専用部分の水道使用量} + \text{共用部分の水道使用量} \times \text{専用面積按分率} 15\%) \div \text{全体水道使用量})$

【ガス】

- 芸術創造館 $\text{全体ガス使用料金} \times \text{共用部分割合} (9\%) \times \text{専用面積按分率} (30\%)$
- 旭区民センター $\text{全体ガス使用料金} \times \text{共用部分割合} (9\%) \times \text{専用面積按分率} (55\%) + \text{全体ガス使用料金} \times \text{専用部分負担割合} (80\%)$
- 旭図書館 $\text{全体ガス使用料金} \times \text{共用部分割合} (9\%) \times \text{専用面積按分率} (15\%) + \text{全体ガス使用料金} \times \text{専用部分負担割合} (11\%)$

(注1) 芸術創造館については、駐車場の負担も行う。

(注2) 各業務の契約及び支払については、契約担当者欄のそれぞれの施設の管理運営団体が行う。

(注3) 警備業務の按分比率は、機械警備のみの按分比率であり、常駐警備については芸術創造館の指定管理者が負担する。